

平成23年度から 会費未納者への対応が変わります！

当年度中に会費を納入しないと退会に!!

事務局長 荻原 喜茂

本紙7月号、8月号でもお知らせしたように、来年度（平成23年度）から会費未納会員への対応が変わる。会員各位には「請求書が来たら、間を置かず、すぐに支払う」を励行された。

これまでは、未納状態になっても強制退会まで3年間の猶予期間を設けていたが、来年度（平成23年度）からは、「当年度末までに当年度会費を完納していないと、その年度末をもって強制退会となる」。つまり、その年度末にあたる平成24年3月31日からこのルールが導入されることになる。これは定款に定められた通りの対応であることをご理解いただきたい。

強制退会になると、こんな不利益が...

強制退会が確定してしまうと、その後再入会しようとしても、以下の不利益が生じる。

- 理事会による入会審査のうえ、未納分の会費や入会金が必要。
- 経験のあるベテランの作業療法士でも会員番号が新たに付け直される。
- 会員履歴や生涯教育履歴もすべて抹消されて、また一から始めなければいけない。

救済措置もある！

ただし、一定の救済措置がないわけではない。3月31日付けでいったん強制退会となっても、その後4月1日から5月31日までの2か月間に未納分と新年度会費を

完納すれば、強制退会を免れ、会員の継続が可能になる措置を設けている（「復活」処理という）。うっかり忘れてしまったという会員は是非でもこの間に支払いを済ませていただきたい。5月31日を過ぎると、今度は本当に強制退会が確定してしまうので注意が必要だ。

請求書が来たらすぐ支払う！

いずれにしても、「年会費はその年度内に支払う」という、ごく当たり前のことを励行していただければ、何ら心配は要らない。ただそのためには「年度末までに支払えばよい」という意識ではなく、「請求書が来たら、間を置かず、すぐに支払う」ことが最善の方法となる。

正規の手続きで退会すれば...

なお、種々の事情から自主退会を希望する場合、**当年度会費を納め、「退会届」を提出する**という正規の退会手続きを踏んでおけば、再入会時に不利益は生じない。つまり、強制退会ではなく正規の手続きで退会した者は、再入会時に、以前の入会年月日、会員番号、会員履歴が復活し、生涯教育履歴も有効期限内であれば利用することができる。

会費納入期間、未納者の「復活」と強制退会について（平成23年度会費の場合）

	H23年 4月1日	H24年 3月31日	H24年 4月1日	H24年 5月31日	H24年 6月1日～
	会費納入期間 (原則6月末まで)		「復活」可能期間 (2か月間)		
A	平成23年度中に当年度会費を完納した会員		会員継続		
B	平成23年度中に当年度会費を完納 + 個人の事由により「退会届」を提出した会員		正規の手続きにより退会者となる	正規の退会者なら「再入会」ができる	入会と当年度会費を支払えば、以前の入会年月日・会員番号・会員履歴・生涯教育履歴（有効期限内なら）が復活する
C	平成23年度末時点で当年度会費未納の会員		強制退会(復)	平成24年5月末までに完納すれば...	「復活」処理+会員継続
D	平成23年度末時点で当年度会費未納の会員		強制退会(復)	平成24年5月末まで未納のままだと...	強制退会(確定)

強制退会確定後に再度入会しようとしても「新規入会」扱いとなり...

- 理事会で入会審査が行われる
- 未納会費、入会金、当年度会費が徴収される
- 入会年月日・会員番号は新たに付け直される
- 過去の会員履歴・生涯教育履歴はすべてリセットされる